

徳島県総合計画審議会部会設置規程

(設置)

第一条 徳島県総合計画審議会設置条例（平成2年徳島県条例第10号）第6条の規定に基づき、徳島県総合計画審議会に計画推進評価部会（以下「評価部会」という。）及び未来創造部会（以下「創造部会」という。）を置く。

(組織)

第二条 評価部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は10人以内とする。

2 創造部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は11人以内とする。

3 評価部会及び創造部会に属する委員及び専門委員は会長が指名する。

(部会長及び副部会長)

第三条 評価部会及び創造部会に、部会長を置き、会長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分掌)

第四条 評価部会は、オンリーワン徳島行動計画及び同計画（第二幕）（以下「計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について調査検討する。

一 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。

二 その他、計画推進上必要な事項に関すること。

2 創造部会は、新たな県政運営指針となる計画における中期プラン（以下「中期プラン」という。）の策定に関し、次に掲げる事項について調査検討する。

一 中期プランの素案に関すること。

二 その他、中期プラン策定上必要な事項に関すること。

(会議)

第五条 評価部会及び創造部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 評価部会及び創造部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

(雑則)

第六条 この規程に定めるもののほか、評価部会及び創造部会の運営その他評価部会及び創造部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月18日から施行する。

この規程は、平成19年7月9日から施行する。

この規程は、平成22年5月31日から施行する。